

## 東広島市空き家バンク設置要綱

都市部住宅課

### (目的)

第1条 この要綱は、東広島市内における空き家等の情報を提供することにより、空き家等の流通促進及び有効的利活用による地域の活性化を図るため、東広島市空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する一戸建ての住宅（併用住宅のうち住宅部分の床面積の割合が延べ面積の2分の1未満であるものを含む。）及びこれに附属する工作物並びに敷地で現に居住その他の利用がなされていないことが常態にあるもの。
- (2) 所有者 空き家等に係る所有権その他の権利により、当該空き家等を売却し又は貸借を行うことができる権利を有する者。
- (3) 利用希望者 空き家バンクに登録された空き家等の購入又は賃貸を希望する者。
- (4) 空き家バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者からの申請を受けた情報を必要と認める範囲内で公開、情報提供する仕組みをいう。

### (対象地域)

第3条 第5条に規定する登録は、東広島市全域の空き家等を対象とする。

### (適用上の注意)

第4条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

### (物件登録)

第5条 空き家バンクに空き家等に関する情報の登録を希望する所有者（以下「物件登録希望者」という。）は、空き家バンク物件登録申請書（別記様式第1号）及び空き家バンク物件登録（内容変更）カード（別記様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類（運転免許証又は健康保険証等の写し）
- (2) 登録を希望する空き家等のうち、住宅及び住宅の存する土地の全部事項証明書
- (3) 固定資産課税台帳（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第9号に規定する固定資産課税台帳をいう。）に登録されていることを証する書類の写しその他これに準ずるものとして市長が適当と認める書類
- (4) 第2号に掲げる書類の名義が物件登録希望者の名義でない場合は、第2号に掲げる書類の名義人と物件登録希望者及び他の権利者等との関係がわかる書類（相続関係説明図等）。ただし、第2号に掲げる書類が存在しない場合は、前所有者と物件登録希望者及び他の権利者等との関係がわかる書類。
- (5) 物件登録希望者が、登録を希望する空き家等が存する土地を売却し又は貸借を行うことができる権利を有しない場合は、当該土地所有者の空き家バンクへの物件登録の承諾書（別記様式第3号）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、内容等を確認し、相当と認めたときは、空き家バンク物件登録台帳（別記様式第4号）（以下「物件台帳」という。）への登録及び空き家バンク物件登録カード（閲覧用）（別記様式第5号）の作成を行い、空き家バンク物件登録完了通知書（別記様式第6号）により物件登録希望者に通知するものとする。ただし、当該空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合は、物件台帳へ登録をしないものとする。

(1) 物件登録希望者に市税の滞納があるもの

(2) すでに宅地建物取引業者が媒介等を行っているもの

(3) 申請内容に虚偽があったとき

(4) その他市長が適当でないと認めたもの

3 前項の規定は、第7条第4号の規定による申請があった場合について準用する。ただし、前項第1号の確認については行わないものとする。

（物件登録事項の変更）

第6条 前条第2項の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、物件台帳の登録事項に変更があったときは、空き家バンク物件登録変更届（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容等を確認し、相当と認めたときは、物件台帳の内容を変更するとともに、空き家バンク物件登録内容変更通知書（別記様式第8号）により物件登録者へ通知するものとする。

（物件登録の取消し）

第7条 市長は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、物件台帳から登録事項を削除するとともに、空き家バンク物件登録取消通知書（別記様式第10号）により物件登録者に通知するものとする。

(1) 当該空き家等に関する所有権その他の権利に異動があったことを知ったとき。

(2) 第5条第1項の申請内容に虚偽があったとき。

(3) 空き家バンク物件登録取消申請書（別記様式第9号）の提出があったとき

(4) 物件登録日の属する年度の末日の翌日から起算して2年を経過したとき。ただし、物件登録者から空き家バンク物件登録更新申請書（別記様式第11号）の提出があったときは、この限りではない。

(5) 宅地建物取引業者が媒介等を開始したとき。

(6) その他市長が適当でないと認めたとき。

（利用登録）

第8条 物件台帳の登録事項の提供を受けようとする利用希望者は、空き家バンク利用登録申請書（別記様式第12号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による登録の申請内容等を確認し、相当と認めるときは、空き家バンク利用登録者台帳（別記様式第13号）（以下「利用者台帳」という。）に登録するとともに、空き家バンク利用登録完了通知書（別記様式第14号）により当該利用希望者に通知するものとする。ただし、当該利用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者台帳へ登録しないものとする。

(1) 市税の滞納がある者

(2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者

(3) その他市長が適当でないと認めた者

3 前項の規定は、第10条第4号の規定による申請があった場合について準用する。ただし、前項第1号の確認は行わないものとする。

（利用登録事項の変更）

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、利用者台帳の登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届（別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容等を確認し、相当と認めるときは、利用者台帳の内容を変更するとともに、空き家バンク利用登録内容変更通知書（別記様式第16号）により利用登録者へ通知するものとする。

（利用登録の取消し）

第10条 市長は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、利用者台帳から登録事項を削除するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（別記様式第18号）により当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家等を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 利用登録の申請内容に虚偽があったとき。

(3) 空き家バンク利用登録取消申請書（別記様式第17号）の提出があったとき。

(4) 利用登録日の属する年度の末日の翌日から起算して2年を経過したとき。ただし、利用登録者から空き家バンク利用登録更新申請書（別記様式第19号）の提出があったときは、この限りではない。

(5) その他市長が適当でないと認めたとき。

（情報提供等）

第11条 市長は、個人情報を含まない物件台帳の登録事項を市のホームページ等で情報公開するものとする。

2 市長は、必要に応じて、物件登録者及び利用登録者に対して、物件台帳及び利用者台帳の登録事項を提供する。

3 利用登録者が活用希望内容PRを市ホームページで公開することを希望した場合、市長は、

利用登録者から提出された、空き家バンク利用登録申請書（別記様式第12号）の太枠に囲われ

た部分の記載内容の詳細を確認するため、原則面談を行い、内容を審査したうえで、公開することが適当であると認められた時は、市ホームページで空き家バンク利用登録申請書(別記様式第12号)の太枠に囲われた部分の情報を公開する。

- 4 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。また交渉及び契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(契約締結の報告)

第12条 物件登録者は、利用登録者と空き家等に関する売買又は賃貸借の契約を締結したときは、第7条第3号に掲げる書類により市長に報告するものとする。

(暴力団の排除)

第13条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が行われている暴力団員等であると認められる者は、空き家バンクを利用することができない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月21日から施行し、改正後の第7条第4号及び第10条第4号の規定は、平成29年9月30日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の東広島市空き家バンク設置要綱の規定による様式により作成された用紙は、新要綱の規定による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年2月25日から施行する。

東 広 島 市 長 様

住所  
氏名

印

## 空き家バンク物件登録申請書

東広島市空き家バンクに物件を登録したいので、東広島市空き家バンク設置要綱第5条第1項の規定により申請します。申請に当たっては、東広島市空き家バンク設置要綱に定める事項を遵守することを誓約します。

## 1 物件台帳の登録事項

空き家バンク物件登録（内容変更）カードに記載のとおり

## 2 同意事項

(1) 市は、利用登録者及び市関係部署に物件台帳への登録事項を情報提供することがあります	<input type="checkbox"/> 同意します
(2) 登録後に、個人情報を含まない物件情報（空き家バンク物件登録（内容変更）カード記載内容、空き家等の外観・内観の写真）を、市及び他団体が運営する空き家バンクのホームページで公開します	
(3) 登録にあたり、申請者の市税の納付の状況及び暴力団員等の該当の有無を各関係機関に照会します	
(4) 空き家等の売買又は賃借に係る契約については、契約の当事者間で責任を持つものとし、市はこれに関与しません	
(5) 物件が存する地区の住民自治協議会から市へ、物件台帳の登録事項の提供を求められた場合、市が物件台帳の登録事項を提供し、当該住民自治協議会の管理物件として登録することができます	<input type="checkbox"/> 提供に同意します <input type="checkbox"/> 提供に同意しません
(6) 東広島市空き家バンクのホームページに掲載する写真を、市の広報活動に利用することがあります	<input type="checkbox"/> 利用に同意します <input type="checkbox"/> 利用に同意しません

## 3 添付書類

- 本人確認書類（運転免許証、健康保険証の写し等）
- 住宅及び住宅の存する土地の全部事項証明書（未登記の場合は添付不要）
- 固定資産税納税通知書
- 登録しようとする物件の登記名義人又は前所有者と物件登録希望者及び他の権利者等との関係がわかる書類（相続関係説明図等）
- 土地所有者の空き家バンクへの物件登録の承諾書（別記様式第3号）（土地と建物等の所有者が異なる場合）
- その他市長が必要と認める書類

（1枚目）

## 空き家バンク物件登録（内容変更）カード

## 1 申請者情報

所有者	ふりがな氏名		生年月日		( 歳)
	住所				
	電話番号		携帯番号		
	Eメール				
物件案内者	(物件の内覧に立ち会う人) 氏名 電話				

## 2 物件情報

物件概要	物件所在地							
	希望金額	<input type="checkbox"/> 売却	価格	円				
		<input type="checkbox"/> 賃貸	月額	円	(敷金 月要、礼金 月要)			
	面積	土地	m <sup>2</sup>		構造	補修の要否	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修要 <input type="checkbox"/> 現在補修中	
		建物	1階	m <sup>2</sup>				<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造
			2階	m <sup>2</sup>				<input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 二階建て <input type="checkbox"/> その他
延床			m <sup>2</sup>					
登記名義	<input type="checkbox"/> 所有者本人 <input type="checkbox"/> 所有者以外	建設年月日	年	月	日			
利用状況	<input type="checkbox"/> 空き家 ( 年前から) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 引込済 (随時利用可能) <input type="checkbox"/> その他 ( )		補修 (要・不要)				
	ガス	<input type="checkbox"/> 引込済 (随時利用可能) <input type="checkbox"/> その他 ( )		補修 (要・不要)				
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> その他 ( )		補修 (要・不要)				
	トイレ	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> その他 ( )		補修 (要・不要)				
	風呂	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (シャワー <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		補修 (要・不要)				
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有 ( 台) <input type="checkbox"/> 無						
賃貸の場合	ペット	<input type="checkbox"/> 可 (室内・室外) <input type="checkbox"/> 不可						
	リフォーム	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可						
その他	農地	<input type="checkbox"/> 有 (田 m <sup>2</sup> 、畑 m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 物件と切離して売却又は賃貸可		家財	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 現状引渡し			
	山林	<input type="checkbox"/> 有 ( m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 物件と切離して売却又は賃貸可		納屋 倉庫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 物件と切離して売却又は賃貸可			
特記事項	(相手への要望等)							

※ 「2 物件情報」、位置図及び間取り図は利用登録者の閲覧の用に供します

別記様式第2号（第5条関係、第6条関係）

（2枚目）

位置図

※記入にあたっては、目印となる建物、道路、河川等の名前も併せてご記入ください

別記様式第2号（第5条関係、第6条関係）

（3枚目）

間取り図

建物・1階	
建物・2階その他	

空き家等の外観・室内・周辺状況

→別添の写真のとおり

令和 年 月 日

（物件登録希望者）  
住所  
氏名

印

空き家バンクへの物件登録の承諾書

私が所有している次の所在地の建物等を、空き家バンクに登録することを承諾してください。

- 物件を登録する目的  
売却 ・ 賃貸
- 物件の所在地

承諾書

上記について承諾します。

令和 年 月 日

（土地所有者）  
住所  
氏名

印



別記様式第5号（第5条関係）

空き家バンク物件登録カード（閲覧用）

物件情報

物件概要	物件所在地							
	希望金額	<input type="checkbox"/> 売却	価格 円					
		<input type="checkbox"/> 賃貸	月額 円（敷金 か月要、礼金 か月要）					
	面積	土地	m <sup>2</sup>		構造	補修の要否	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修要 <input type="checkbox"/> 現在補修中	
		建物	1階	m <sup>2</sup>				<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造
			2階	m <sup>2</sup>				<input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 二階建て <input type="checkbox"/> その他
			延床	m <sup>2</sup>				
登記名義	<input type="checkbox"/> 所有者本人 <input type="checkbox"/> 所有者以外		建設年月日	年 月 日				
利用状況	<input type="checkbox"/> 空き家（ 年前から） <input type="checkbox"/> その他（ ）							
設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 引込済（随時利用可能） <input type="checkbox"/> その他（ ）		補修（要・不要）				
	ガス	<input type="checkbox"/> 引込済（随時利用可能） <input type="checkbox"/> その他（ ）		補修（要・不要）				
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> その他（ ）		補修（要・不要）				
	トイレ	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> その他（ ）		補修（要・不要）				
	風呂	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（シャワー <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）		補修（要・不要）				
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有（ 台） <input type="checkbox"/> 無						
	賃貸の場合	ペット	<input type="checkbox"/> 可（室内・室外） <input type="checkbox"/> 不可					
リフォーム		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可						
その他	農地	<input type="checkbox"/> 有（田 m <sup>2</sup> 、畑 m <sup>2</sup> ） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 物件と切離して売却又は賃貸可		家財	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 現状引渡し			
	山林	<input type="checkbox"/> 有（ m <sup>2</sup> ） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 物件と切離して売却又は賃貸可		納屋 倉庫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 物件と切離して売却又は 賃貸可			
特記事項	（相手への要望等）							

令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 閣

空き家バンク物件登録完了通知書

東広島市空き家バンク設置要綱第5条第2項の規定により、次のとおり東広島市空き家バンクへの登録が完了したので通知します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 物件の所在地
- 3 登録日 令和 年 月 日
- 4 有効期限 令和 年 月 日  
※物件登録の更新を希望される場合は、有効期限までに空き家バンク物件登録更新申請書（別記様式第11号）を提出してください
- 5 登録内容 空き家バンク掲載詳細のとおり

別記様式第7号（第6条関係）

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

住所

氏名

印

空き家バンク物件登録変更届

東広島市空き家バンク設置要綱第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録番号 第 号
- 2 物件の所在地
- 3 変更内容 空き家バンク物件登録（内容変更）カードのとおり

別記様式第8号(第6条関係)

令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 関

空き家バンク物件登録内容変更通知書

東広島市空き家バンク設置要綱第6条第2項の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録内容を変更したので通知します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 物件の所在地
- 3 変更理由

別記様式第9号（第7条関係）

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

住所

氏名

印

空き家バンク物件登録取消申請書

次のとおり東広島市空き家バンクに登録を受けた物件登録事項の取消しをお願いします。

- 1 登録番号 第 号
- 2 物件の所在地
- 3 取消理由

別記様式第10号(第7条関係)

令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 閣

空き家バンク物件登録取消通知書

東広島市空き家バンク設置要綱第7条の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を取消したので通知します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 物件の所在地
- 3 取消理由

別記様式第11号（第7条関係）

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

住所  
氏名

印

空き家バンク物件登録更新申請書

次のとおり東広島市空き家バンクの物件登録の更新をお願いします。

- 1 登録番号 第 号
- 2 物件の所在地
- 3 更新期間 令和 年4月1日から起算して2年を経過する日まで

東 広 島 市 長 様

住所

氏名

印

空き家バンク利用登録申請書

東広島市空き家バンクを利用したいので、東広島市空き家バンク設置要綱第8条第1項の規定により申請します。

1 利用者台帳への登録事項

利用者情報	ふりがな 氏名		生年月日	S・H 年 月 日
	住所	〒		
	電話・携帯電話		FAX	
	Eメール		職業	
活用希望概要				
希望地区	<input type="checkbox"/> 西条 <input type="checkbox"/> 八本松 <input type="checkbox"/> 志和 <input type="checkbox"/> 高屋 <input type="checkbox"/> 黒瀬 <input type="checkbox"/> 福富 <input type="checkbox"/> 豊栄 <input type="checkbox"/> 河内 <input type="checkbox"/> 安芸津 具体的な場所（ ）			
希望金額	<input type="checkbox"/> 購入（ ）円 <input type="checkbox"/> 賃貸（月額 ）円			
活用希望内容PR ※具体的な活用希望内容を市ホームページに公開したい場合に記入してください。	建物	農地		
	その他			
	PR			
活用希望内容PRを記入される場合は、利用登録後に、太枠に囲われた部分を市ホームページにおいて公開します。				

(裏面)

2 その他

同居 予定者	ふりがな 氏名		年齢		続柄	
	ふりがな 氏名		年齢		続柄	
	ふりがな 氏名		年齢		続柄	
	ふりがな 氏名		年齢		続柄	

3 同意事項

(1) 市は、空き家等の所有者及び市関係部署に利用者台帳への登録事項を情報提供することがあります	□同意します
(2) 登録にあたり、申請者の市税の納付の状況及び暴力団員等の該当の有無を各関係機関に照会します	
(3) 空き家等の売買又は賃借に係る契約については、契約の当事者間で責任を持つものとし、市はこれに関与しません	

4 添付書類

- 申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し）



別記様式第14号(第8条関係)

令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 関

空き家バンク利用登録完了通知書

東広島市空き家バンク設置要綱第8条第2項の規定により、次のとおり空き家バンクの利用登録が完了したので通知します。

1 登録番号 第 号

2 登録日 令和 年 月 日

3 有効期限 令和 年 月 日

※利用登録の更新を希望される場合は、有効期限までに空き家バンク利用登録更新申請書（別記様式第19号）を提出してください

4 登録内容 空き家バンク利用登録申請書のとおり

別記様式第15号（第9条関係）

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

住所

氏名

印

空き家バンク利用登録変更届

東広島市空き家バンク設置要綱第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録番号 第 号

2 変更内容

変更事項	変更前	変更後

別記様式第16号(第9条関係)

令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 関

空き家バンク利用登録内容変更通知書

東広島市空き家バンク設置要綱第9条第2項の規定により、次のとおり空き家バンク利用希望者登録台帳の内容を変更したので通知します。

1 登録番号 第 号

2 変更理由

別記様式第17号（第10条関係）

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

住所

氏名

印

空き家バンク利用登録取消申請書

次のとおり東広島市空き家バンクに登録を受けた利用登録事項の取消しをお願いします。

1 登録番号 第 号

2 取消理由

別記様式第18号（第10条関係）

令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

空き家バンク利用登録取消通知書

東広島市空き家バンク設置要綱第10条の規定により、次のとおり空き家バンクの利用登録を  
取消したので通知します。

1 登録番号 第 号

2 取消理由

別記様式第19号（第10条関係）

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

住所

氏名

印

空き家バンク利用登録更新申請書

次のとおり東広島市空き家バンクの利用登録の更新をお願いします。

1 登録番号 第 号

2 更新期間 令和 年4月1日から起算して2年を経過する日まで